

第2回 安城市庁舎整備審議会

令和7年4月14日(月)



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1 会長あいさつ

2 前回のふりかえり

3 議題

(1)庁舎整備の基本方針(案)について

(2)庁舎の整備手法及び規模について

4 その他

2 前回のふりかえり



2 前回のふりかえり

第1回庁舎整備審議会議題に対する意見への事務局回答

番号	意見	回答
1	・現庁舎の照明のLED化をどのように進めるのかについては、コスト比較が必要だと思う。 ・新築の建築物には、LED照明の設置が必須となると思う。	市施設の照明については、順番にLED化を進めている状況です。 現庁舎の照明については、今後も適切な管理を行い、整備時期や費用対効果を考慮してLED化を検討します。 庁舎整備においては、基本方針の一つである「環境にやさしい庁舎」を実現するためにも、LED照明の設置は必要と考えています。
2	・耐震安全性Ⅰ類の確保が望ましいとのことだが、改修で対応できるかどうかなど、詳細な説明がほしい。 ・耐震安全性を改修でⅠ類とするのは困難だと思う。災害直後の庁舎の利用を考えると、補修や改修では限界があると感じる。	庁舎整備における耐震性の考え方や、整備手法(建替えか改修か等)については、第2回審議会にて説明します。



2 前回のふりかえり

第1回庁舎整備審議会議題に対する意見への事務局回答

番号	意見	回答
3	分散化が課題となっているが、市民利用の視点では、必ずしも否定されるものではない。	本庁舎・北庁舎・西庁舎・さくら庁舎の4庁舎においては、手続き等で行き来が発生しており、市民の利便性及び業務効率の低下につながっていると考えています。現時点では、この4庁舎を集約する案を基本として考えています。また、支所・公民館・保育園等の地域ごとに設置している施設や機能については、市民の利便性を重視し、そのままとする方針です。それ以外の施設や機能(保健センター、教育委員会等)については、基本方針の一つである「誰もが利用しやすい庁舎」を目指し、市民の利便性及び業務効率の双方から検討することとし、今後協議を行っていきます。
4	車社会ではあるものの、公共交通機関との接続性を高めることも重要である。	公共交通機関との接続性を配慮した検討を進めます。
5	庁舎整備が行われるまで、現庁舎の修繕・改修は行わないのか。	必要な修繕・改修は、これまで同様に、都度行っていきます。



2 前回のふりかえり

第1回庁舎整備審議会議題に対する意見への事務局回答

番号	意見	回答
6	安城公園内の動物舎は必要か。安城公園まで含めて敷地の有効活用を検討すべき。	現庁舎がある場所については、市民会館や安城公園も含めた街区全体の一体整備(再配置)が必要であると考えています。
7	現状、市民会館やへきしんギャラクシープラザの利用者を考慮すると、駐車場が不足している。また、災害時には屋外の空地が必要となる。庁舎整備に当たっては、市民目線も踏まえ、安城公園や市民会館を含めた一体整備の検討が必要である。	市民アンケートやワークショップ等での市民の意見も踏まえ、検討を進めます。
8	・災害に強い庁舎とは建物の耐震性だけの話ではない。 ・集約と分散については一長一短がある。平常時と非常時のいずれの使い方も考慮して、どのような機能を持たせるのか検討すべき。	建物の耐震性以外にも、災害に強い庁舎とするため、多角的な検討を進めます。また、平常時・非常時双方からの利活用を考慮し、必要な機能の検討を行っていきます。



2 前回のふりかえり

第1回庁舎整備審議会議題に対する意見への事務局回答

番号	意見	回答
9	利便性と資金面の双方から検討すべき。	庁舎に必要な規模や機能について、財政面も考慮して検討していきます。
10	基本方針の作成に当たっては、単に現庁舎の課題解決を目指すだけではなく、総合計画における目指す都市像なども踏まえ、未来の安城市をどうつくっていくのかを含めたコンセプト(例えば周辺の都市機能との連携等)の検討が必要である。	市民アンケートやワークショップ等での市民の意見も踏まえ、未来の安城市の姿を考慮した基本方針について、第2回審議会でも改めて審議いただく予定です。



3 議題

(1)庁舎整備の基本方針(案)について



(参考)庁舎整備基本構想の目次構成(案)

第1章 庁舎整備基本構想の策定にあたって

第2章 現庁舎の課題及び整備の必要性

第3章 整備手法

第4章 将来を見据えた社会情勢の変容と多様化するニーズへの対応

第5章 基本方針

第6章 基本機能

第7章 規模

第8章 位置

第9章 事業手法とスケジュール

第10章 事業費

第11章 今後の進め方

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本構想の目次構成(案)

第1章 庁舎整備基本構想の策定にあたって

第2章 現庁舎の課題及び整備の必要性 ★前回の議題

第3章 整備手法

第4章 将来を見据えた社会情勢の変容と多様化するニーズへの対応

第5章 基本方針 ★議題(1)部分

第6章 基本機能

第7章 規模

第8章 位置

第9章 事業手法とスケジュール

第10章 事業費

第11章 今後の進め方

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

ア 社会情勢の変容

○人口減少・少子高齢化の進行

- 年少人口及び生産年齢人口は年々減少する一方、老年人口は増加し、少子高齢化が急速に進む



○自然災害の切迫

- 東海地方では、南海トラフ地震の切迫性が高い
- 近年では、気象災害の激甚化・頻発化が進む
- 大規模災害が発生した際にも、円滑に対応できるように早急な対策が求められる



○働き方やライフスタイルの多様化

- 近年では、働き方の変化とともに、個人の生き方(ライフスタイル)が多様化しており、変化する市民ニーズへの対応が必要である



○ユニバーサルデザインへの対応

- 全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面においてユニバーサルデザインに配慮した設計が求められる



【国による取組の推進】

○デジタル社会(自治体DX等)

- デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる必要がある
- デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、行政サービスの向上に繋げることが求められている



○脱炭素社会

- 国では、2050年カーボンニュートラルの実現などを目標に取組を推進している
- 本市においても、2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体(ゼロカーボンシティ)として、市民・事業者と共に脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明している



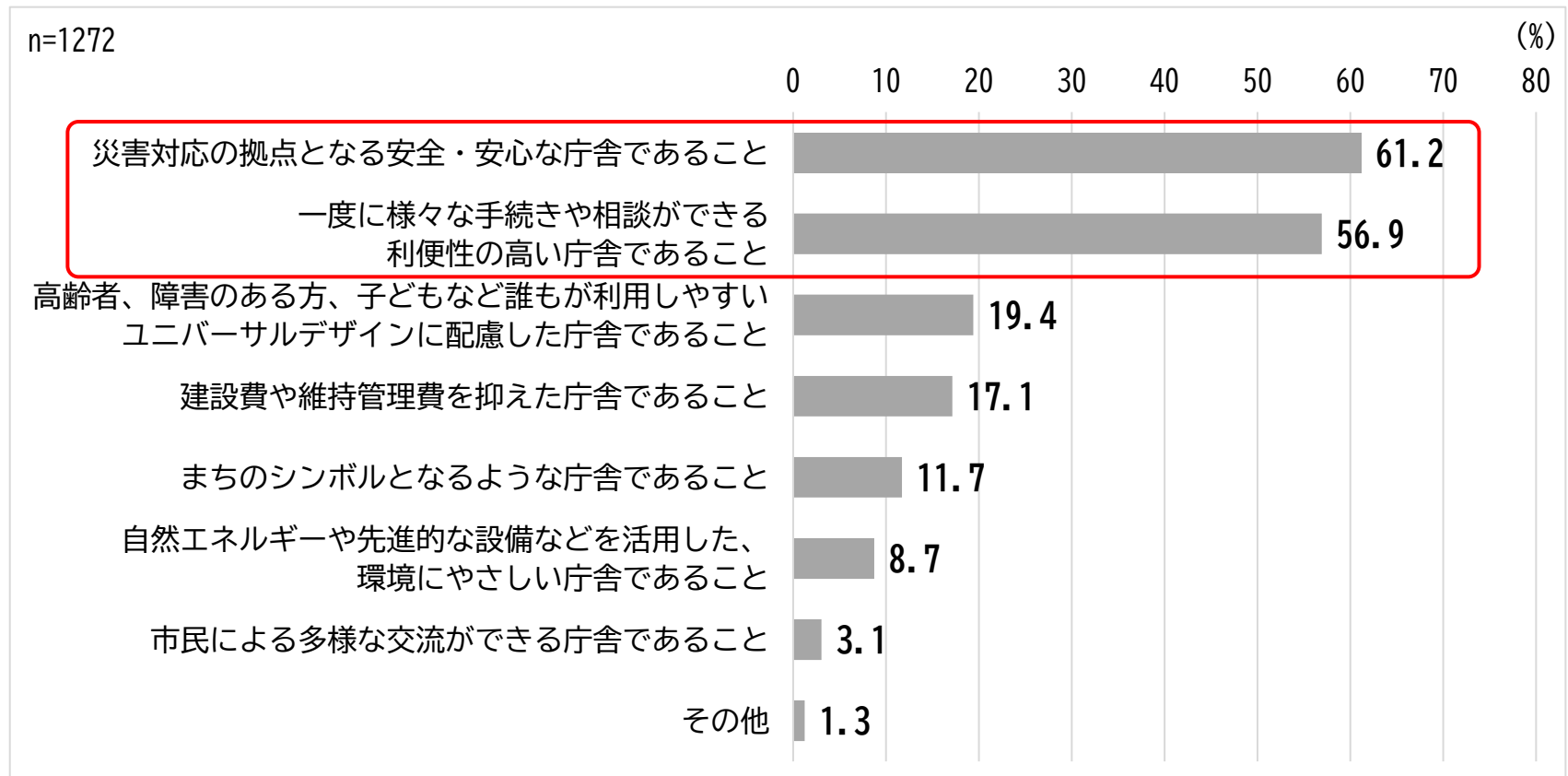
3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

イ 市民・利用者ニーズ

○「災害対応の拠点」「利便性の高い庁舎」であることが求められています。

- 「災害対応の拠点となる安全・安心な庁舎であること」「一度に様々な手続きや相談ができる利便性の高い庁舎であること」を回答した方が過半数を占めています。

庁舎整備にあたって、重要視すること(市民アンケート)



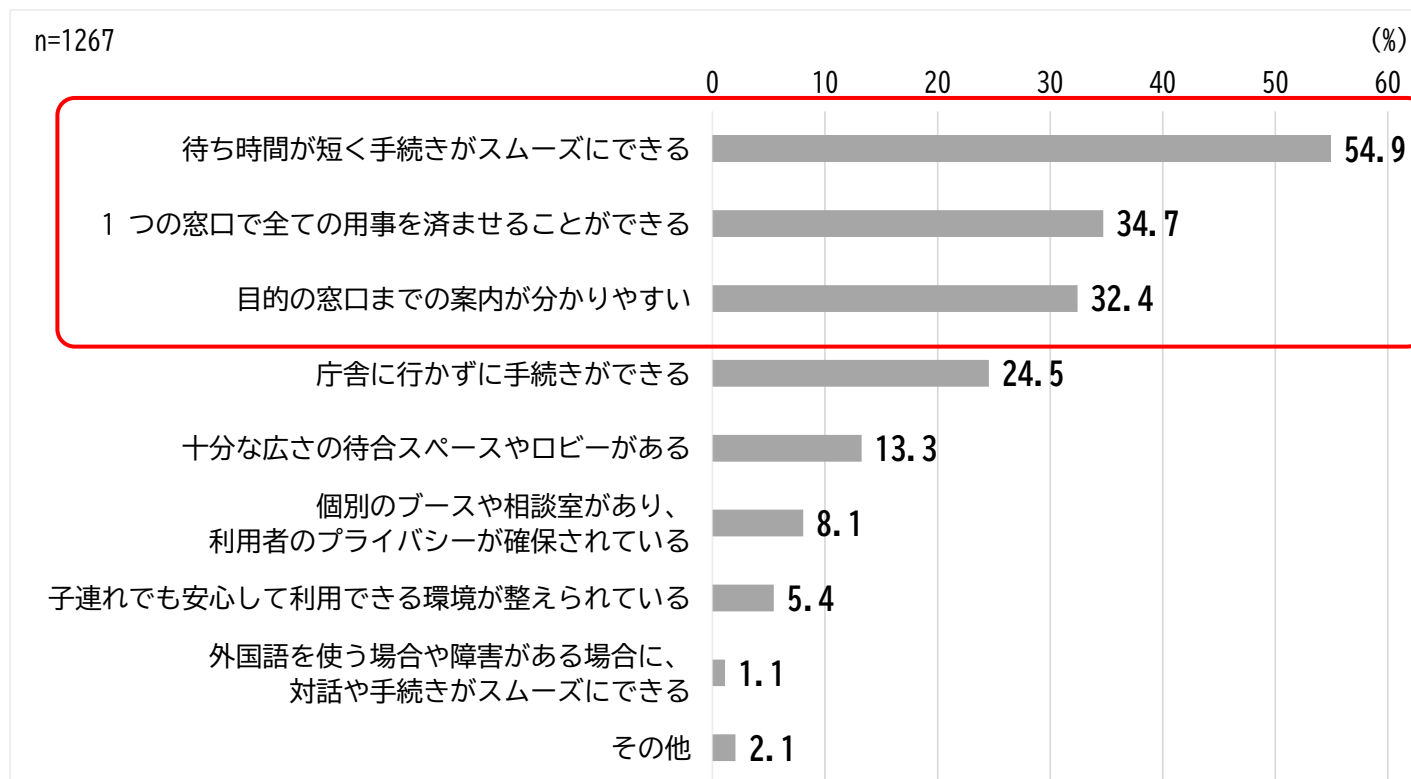
3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

イ 市民・利用者ニーズ

○利便性の高い窓口機能が求められています。

- 「待ち時間が短く手続きがスムーズにできる」、「1つの窓口で全ての用事を済ませることができる」、「目的の窓口までの案内が分かりやすい」の順に多くなっています。

窓口利用に求めること(市民アンケート)



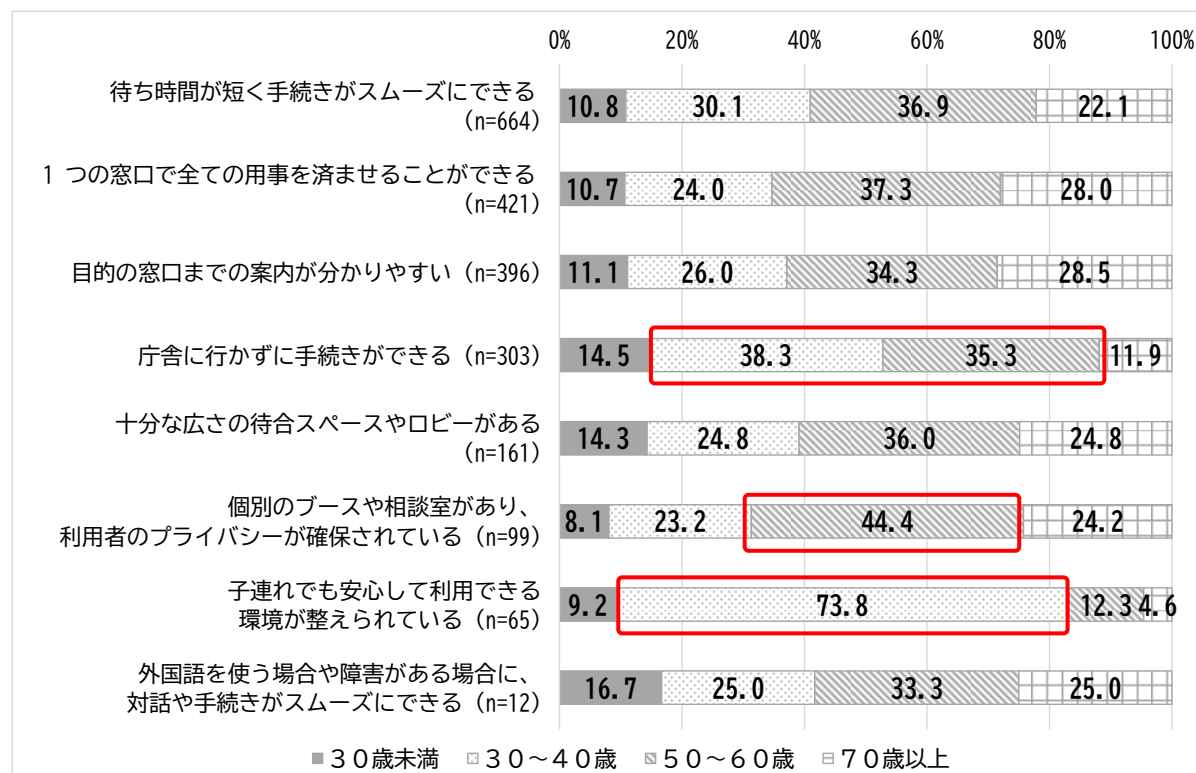
3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

イ 市民・利用者ニーズ

○子連れで利用しやすい環境やプライバシー確保などが求められています。

- 「子連れでも安心して利用できる環境が整えられている」を回答した方は30～40代が多くなっています。
- 「個別のブースや相談室があり、利用者のプライバシーが確保されている」を回答した方は50～60代が多くなっています。
- 「庁舎に行かずに手続きができる」を回答した方は30～40代、50～60代が多くなっています。

窓口利用に求めること×年齢(市民アンケート)



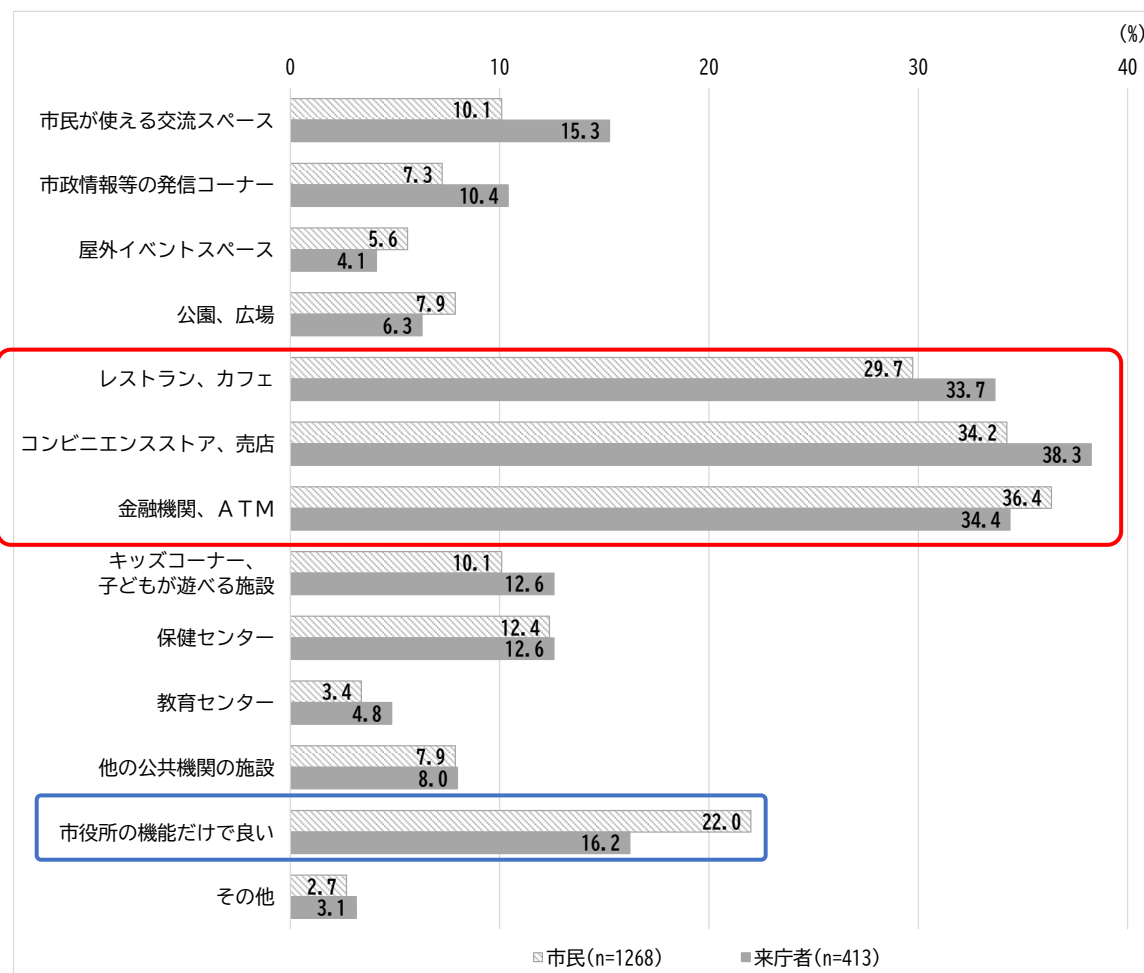
3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

イ 市民・利用者ニーズ

○庁舎に訪れた際に気軽に利用できる機能の導入が求められています。

- 市民・来庁者いずれも、「レストラン、カフェ」「コンビニエンスストア、売店」「金融機関、ATM」の回答が多くなっており、庁舎に訪れた際に気軽に利用できる機能が求められていることが分かります。
- 一方で、「市役所の機能だけで良い」と回答した方も一定数存在することから、庁舎に導入する機能については、その必要性を十分に検討していく必要があります。

庁舎にあると良い機能(市民・来庁者)



3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

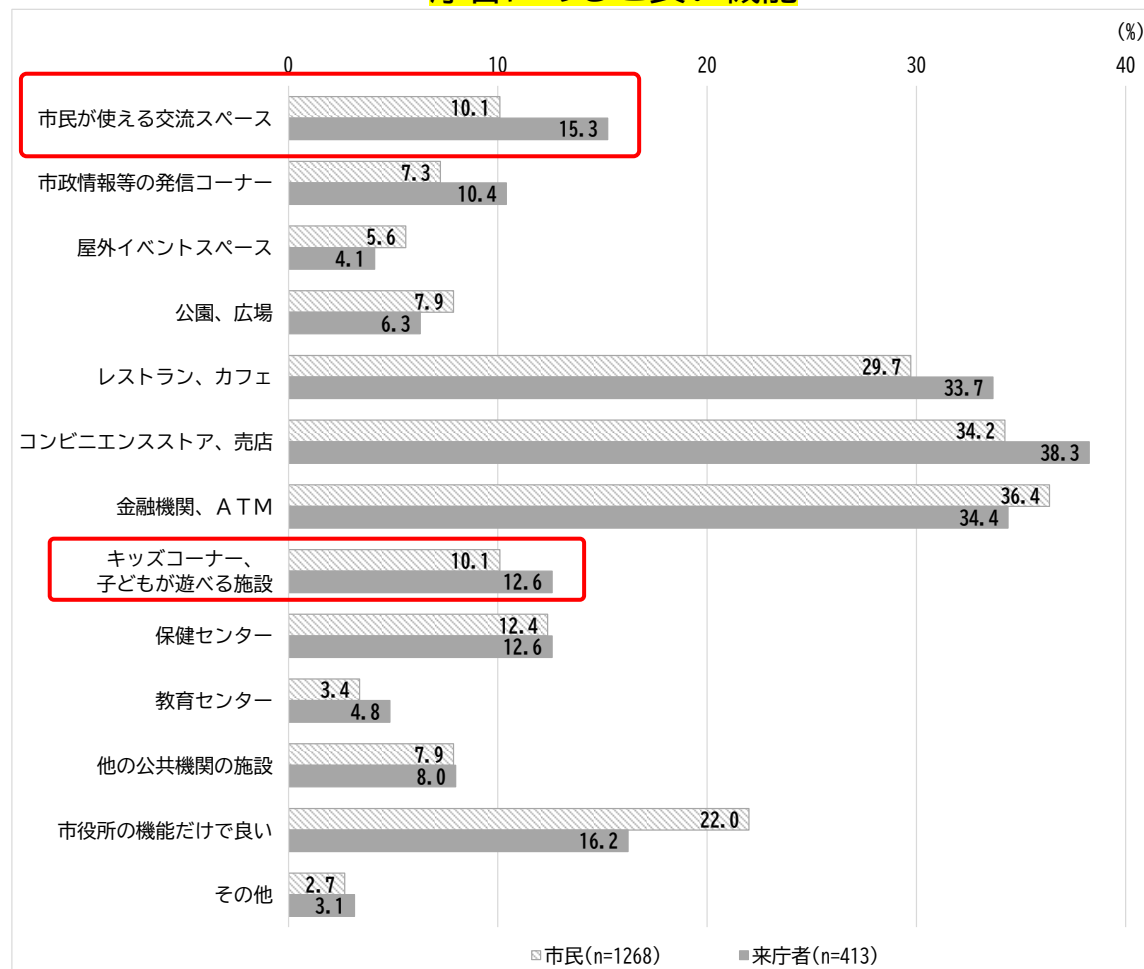
イ 市民・利用者ニーズ

○交流スペースや子ども向けの施設も一定数求められています。

- 市民・来庁者いずれも、「市民が使える交流スペース」、「キッズコーナー、子どもが遊べる施設」について、10%以上の方が回答をしています。
- 子ども向けの施設については30歳代からの回答が多くなっています。

市民ワークショップでも、くつろげる屋外広場や子ども向けスペースなど、市民が憩い、交流できる空間に関するアイデアが多数挙げられました！

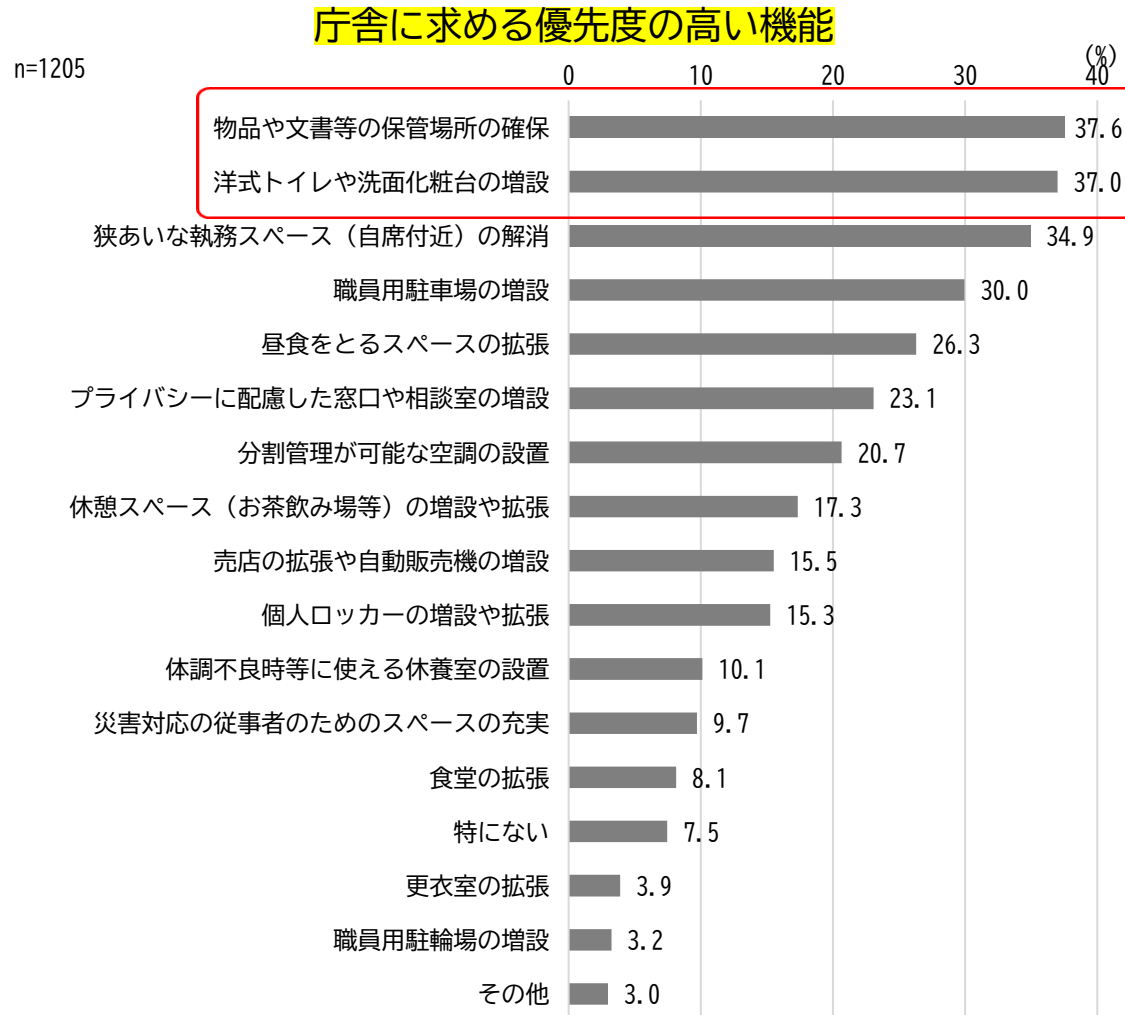
庁舎にあると良い機能



3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

イ 市民・利用者ニーズ

○職員からは、効率的且つ健康に働くための機能が求められています。



3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

まとめ

市民・利用者ニーズ

- 災害対応の拠点となる安全・安心な庁舎(①)
- 日常的に利用できる空間(③)
- 市民交流の空間(④)
- こどものための空間(⑤)
- 利便性の高い窓口機能(②)
- 機能的な執務環境(⑥)

現庁舎の課題

- 防災拠点としての耐震性の不足(ア)
- 老朽化(イ)
- 分散化(ウ)
- 狭あい化(エ)
- 駐車場の確保(オ)
- ユニバーサルデザインへの配慮(カ)
- 環境への配慮(キ)

庁舎整備の基本方針(案)

- 1 災害に強い庁舎
- 2 誰もが利用しやすい庁舎
- 3 環境にやさしい庁舎
- 4 市民に親しまれる庁舎

時代変容

- 少子高齢化の進行(A)
- 災害の激甚化(B)
- 働き方やライフスタイルの多様化(C)
- ユニバーサルデザインへの対応(D)
- デジタル化・DXの進展(E)
- 脱炭素化の推進(F)

上位・関連計画

- 第9次安城市総合計画
- 安城市地域防災計画
- 公共施設等総合管理計画
- ゼロカーボンシティ推進戦略
- 第三次都市計画マスタープラン
- 他

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針1

災害に強い庁舎

災害対策本部機能の強化及び業務の継続性の確保

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
高い耐震性の確保	課題（ア） ニーズ（①） 時代変容（B）
災害に強い情報通信ネットワークの整備	ニーズ（①） 時代変容（B）
災害時にも活用できる空間や設備の整備	ニーズ（①） 時代変容（B）
電力供給や情報システム等のバックアップ機能の整備	ニーズ（①） 時代変容（B）

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針2

誰もが利用しやすい庁舎

スムーズに手続きができる窓口機能の強化

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
来庁者の動線に配慮した関係部署の配置やワンストップ窓口の導入	課題（ウ） ニーズ（②）
オンライン手続きやリモート窓口などデジタル技術を活用した窓口機能の整備	ニーズ（②） 時代変容（C）（E）
プライバシーに配慮した窓口カウンターや相談室の整備	ニーズ（②） 時代変容（A）（C）



3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針2

誰もが利用しやすい庁舎

機能的な執務環境の整備

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
部署間の業務連携を考慮した オープンフロア 化	課題（エ） ニーズ（②）（⑥）
DXに対応した情報通信機器等の整備や、業務、働き方の変化に柔軟に対応できる レイアウト の採用	課題（エ） ニーズ（⑥） 時代変容（C）（E）
業務効率の向上や働き方の多様化を考慮した適切な規模及び配置の 執務室、会議室、作業室、書庫等 の整備	課題（エ） ニーズ（⑥） 時代変容（C）
職員の健康に配慮した 適切な執務環境 の整備	ニーズ（⑥） 時代変容（C）
維持管理コストを意識した メンテナンスしやすい施設 の整備	課題（イ）

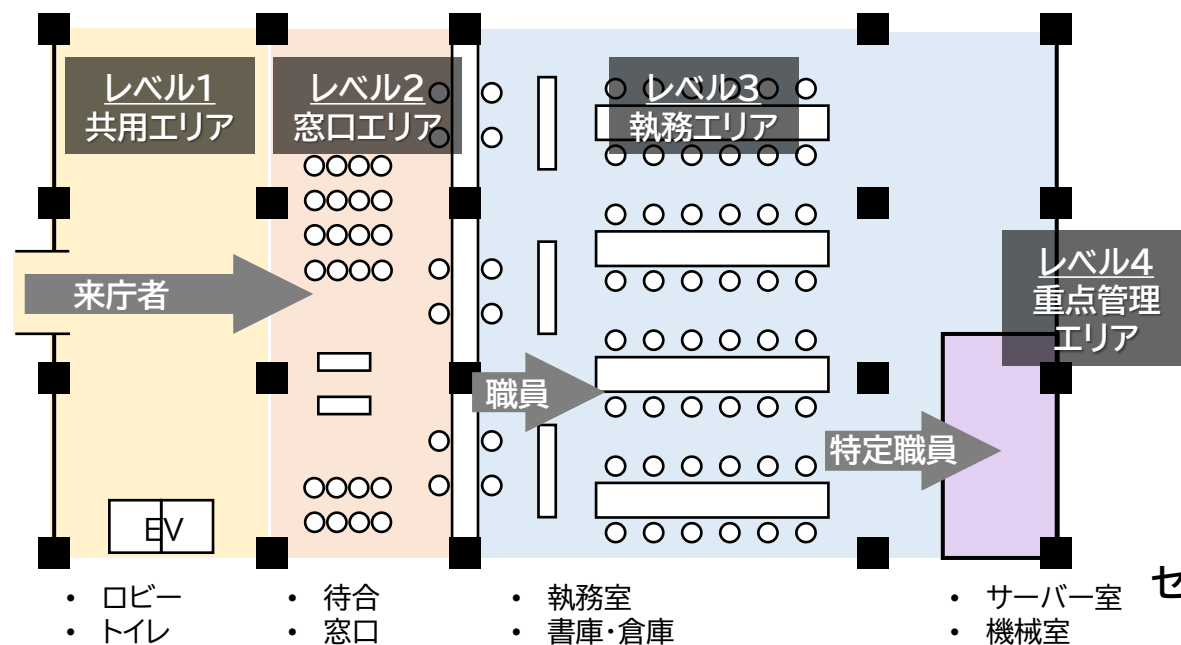
3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針2

誰もが利用しやすい庁舎

セキュリティ機能の強化

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
情報を確実に保護できる セキュリティエリアの設定 や適切な 入室管理システム の導入	ニーズ（⑥） 時代変容（E）



セキュリティレベル設定のイメージ

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針2

誰もが利用しやすい庁舎

ユニバーサルデザインに配慮した整備

基本機能（重点検討事項） 案	対応箇所
窓口、相談室、通路、待合スペース等における 十分なスペース の確保	課題（エ）（カ） ニーズ（②） 時代変容（A）（D）
分かりやすい色彩や多言語表示などの 案内サイン等 の導入	課題（カ） 時代変容（A）（D）
高齢者、障害者、こども連れの利用に配慮した トイレ、授乳室、キッズスペース、議場等 の整備	課題（カ） ニーズ（⑤） 時代変容（A）（D）
バスなど 公共交通機関との連携 を意識した整備	課題（カ） 時代変容（A）（D）
利用しやすい 駐車場・駐輪場 の整備	課題（オ）（カ） 時代変容（A）（D）
来庁者の安全を考慮した見通しが良く分かりやすい 避難動線 の確保	ニーズ（①） 時代変容（A）（B） （D）

3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針3

環境にやさしい庁舎

地球環境への配慮

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
脱炭素社会の実現に寄与する ZEB化 の実現に向けた 再生可能エネルギーの活用 や 省エネルギー に配慮した設備の導入	課題（キ） 時代変容（F）
敷地内の 緑化	課題（キ） 時代変容（F）
地域産材 の活用	課題（キ） 時代変容（F）



3 (1)庁舎整備の基本方針(案)について

基本方針4

市民に親しまれる庁舎

市民が憩う空間の創出

基本機能（重点検討事項）案	対応箇所
市民が利用できる 多目的スペース、屋外広場など の整備	二一ズ（③）（④）
売店、カフェ等 の設置	二一ズ（③）（④）



3 議題

(2)庁舎の整備手法及び規模について



3 (2)庁舎の整備手法及び規模について



基本構想の目次構成(案)

第1章 庁舎整備基本構想の策定にあたって

第2章 現庁舎の課題及び整備の必要性 ★前回の議題

第3章 整備手法 ★議題(2)部分

第4章 将来を見据えた社会情勢の変容と多様化するニーズへの対応

第5章 基本方針

第6章 基本機能

第7章 規模 ★議題(2)部分

第8章 位置

第9章 事業手法とスケジュール

第10章 事業費

第11章 今後の進め方

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

課題解決のための3つの庁舎整備手法 (庁舎の在り方検討会報告書より)

○建替え

- ・4庁舎及び食堂棟を解体し、新庁舎を1棟建設する。

※建設候補地等は別途検討

○大規模改修及び耐震強化

- ・本庁舎及び北庁舎の大規模・耐震改修を行う。
- ・狭あい化の解消のため、新棟を増築し、西庁舎及びさくら庁舎は除却する。

○民間建物等の賃借

- ・公共機関や民間が所有する建物を賃借し、庁舎機能に移転する。



3 (2)庁舎の整備手法及び規模について



安城市



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

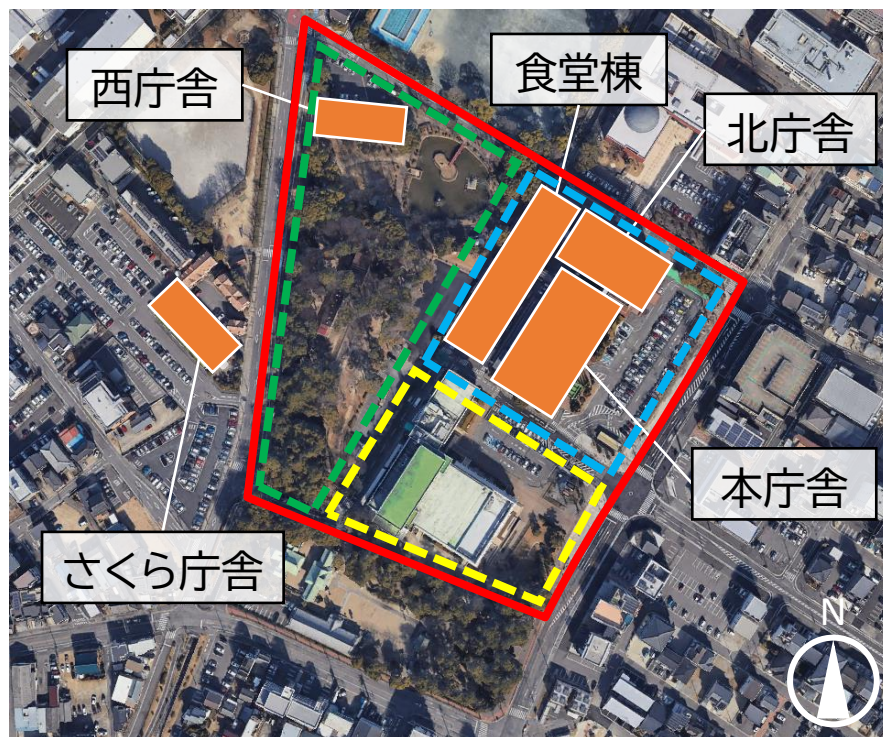
【4庁舎・食堂棟の配置状況】



西庁舎 築58年



さくら庁舎 築52年



食堂棟 築42年



北庁舎 築40年



本庁舎 築59年

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【基本方針1「災害に強い庁舎」として必要な耐震安全性】

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5 (I_s 値 ≥ 0.9)
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25 ($0.9 > I_s$ 値 ≥ 0.75)
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.0 (I_s 値 ≥ 0.6)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より

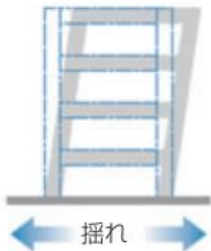
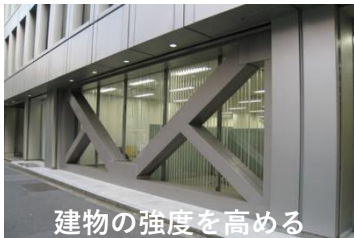
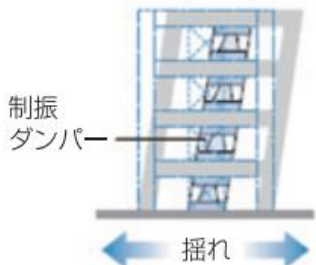
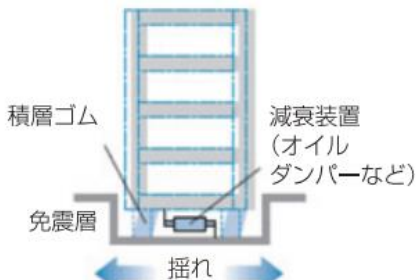
現庁舎の耐震安全性

庁舎	建設年	階層	耐震改修	構造耐震指標 (I_s 値)	耐震安全性
本庁舎	昭和41年	3階建	実施済み (H25)	0.765 (改修前0.22)	II類相当
北庁舎	昭和60年	7階建	未実施	—	II類相当
西庁舎	昭和42年	3階建	実施済み (H22)	0.77 (改修前0.50)	II類相当
さくら庁舎	昭和48年	2階建	未実施	0.86	II類相当

災害対策の指揮や情報伝達等、防災拠点としての機能を発揮するためには、I 類の確保が望ましい。

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【構造の比較】

	耐震構造	制震構造	免震構造
模式図	  建物の強度を高める	  建物の損傷をおさえる	  建物内部の転倒も防ぐ
特徴	建物の骨組みを強化し、地震の揺れに対して耐える構造	制震部材により地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、構造体の損傷を防止する構造	建物と基礎の間に免震装置・減衰装置を設置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造
地震時の揺れ	地面に対して建物内では揺れが2～4倍程度になる	地面に対して建物内では揺れが1～3倍程度になる	地面に対して建物内では揺れが0.5～1.5倍程度になる
大地震後の建物の状態	建物や設備機器に大きな被害を受け、大規模な補修が必要となる可能性がある	建物や設備機器に一部被害を受ける可能性がある	建物・設備機器ともに被害が生じる可能性が低い
再使用の可否	再使用のための修復に半年～1年程度を要する 修復できない建物もある	再使用のための修復に1週間～半年程度を要する	ほとんどの場合、地震直後から使用可能である

(出典)(一社)日本建築構造技術者協会の資料を基に作成



大地震発生後の業務の継続性を考慮し、**免震構造を採用することが望ましい。**

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【参考:大地震の被害から考える防災拠点として必要な構造性能】

●令和 6 年能登半島地震免震建物の調査報告書より

(一般社団法人 日本免震構造協会発表・令和6年2月)

- もっとも大きな揺れが生じた石川県七尾市にある恵寿総合病院は、免震構造の本館と耐震構造の 3 病棟、5 病棟、リニアックセンターの4棟の病棟で構成される。
- 今回の地震で免震棟は全く被害がなかった。医療器具の転倒や落下なく、手術室も全くの無被害だった。
- 耐震建物は築 45 年程度だが、建物自体の被害はほとんどなかったが、設備が損傷して医療行為ができなかった。このため、130 人を耐震棟から本館に移した。
- なお、七尾市は木造建物の被害が大きく、全壊の建物も多く見られた。

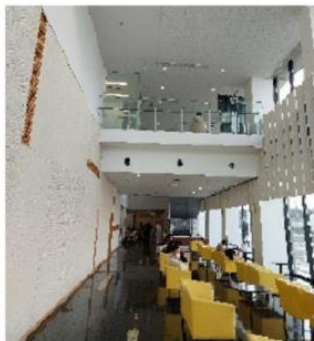


写真. 恵寿総合病院（免震構造）の地震後の様子

写真. 隣接する耐震棟の室内状況

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【参考:大地震の被害から考える防災拠点として必要な構造性能】

●熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書より抜粋

(国土交通省発表・平成28年9月)

建築物の被災後の機能継続等について

- 倒壊・崩壊防止など構造上の安全性は適切に確保されたが、構造部材や非構造部材等の部分的な損傷により、**庁舎**、体育館などの避難所、病院、共同住宅等で**地震後に継続的に使用できなかった事例が確認された。**
- 建築基準法令は、建築物の構造等に関する最低の基準を定めたものであり、今回の熊本地震のような大地震に際し構造部材や非構造部材等において損傷が生じないことや、被災後に継続して使用できることまでを要求しているものではない。したがって、**災害時に機能を継続すべき庁舎や、防災・避難・救助等の拠点となることがあらかじめ想定されている施設については、被害を少しでも軽減し、期待される機能が被災後に維持できるようにするための検討を行うことが必要である。**

耐震性を有していても、大地震の被害から、防災拠点として業務の継続性を保持することができない事例が生じている。

 期待される機能を維持するための構造を検討することが必要



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【耐震安全性を確保するための整備手法】

建替え工事 → OK

耐震改修工事 → 空間構成に制約を受ける

現庁舎(本庁舎)の耐震改修工事について

H25年に改修工事を実施し、屋内、屋外にブレースを設置することで、耐震安全性をⅡ類相当に引き上げた。屋内のブレースにより、**広い開放的な空間を確保できない等、**屋外のブレースにより、**開口部が塞がれ外からの明るさを確保できない等**の支障が生じている。



本庁舎3階(屋内) ブレースの設置状況



本庁舎3階(屋外) ブレースの設置状況



耐震安全性をⅠ類に引き上げる改修工事を実施する場合、**ブレースや補強壁により更に補強する必要があり、施設としての利便性が低下する懸念がある。**

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【「災害に強い庁舎」を実現するための構造面の整理】

①大地震に対する構造体の安全性 → 耐震安全性 I 類を確保する必要がある。

②大地震発生後の業務の継続性 → 免震構造にする必要がある。

③建物内部の機能性 → 改修の場合に制約が生じる。

項目	建替え	改修
① 大地震に対する構造体の安全性	○	○
② 大地震発生後の業務の継続性	○	×
③ 建物内部の機能性	○	△

※ 民間貸借(既存物件)は、必要な構造性能を満たす民間物件が確保できないことから、建替え又は改修で比較検討を行う。



現庁舎のうち、本庁舎と北庁舎では築年数や改修履歴に違いがあることを踏まえ、想定する庁舎の規模に応じた3つの整備手法において、検討を行う。

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【庁舎の規模の算定】

現庁舎の延床面積(本・北・西・さくら庁舎及び食堂棟の合計):18,532m²

想定職員数(本・北・西・さくら庁舎勤務の職員数の合計):900人。

国の基準等による新庁舎の想定必要床面積

基準	現庁舎 面積	① 国土交通省 基準面積※	② 平成22年度 総務省 基準面積	③ 平成25 ～令和7年度 総務省 基準面積	④ 類似人口規模 自治体の 新庁舎建設 の平均
職員一人当たりの面積	20.59m ² /人	21.78m ² /人	28.38m ² /人	35.30m ² /人	30.18m ² /人
合計	18,532m ²	19,601m ²	25,539m ²	31,770m ²	27,524m ²

※窓口スペースや会議室を市町村庁舎ほど見込んでいない

庁舎の床面積は32,000m²と想定する。

※集約化・複合化の計画により変動する可能性あり

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

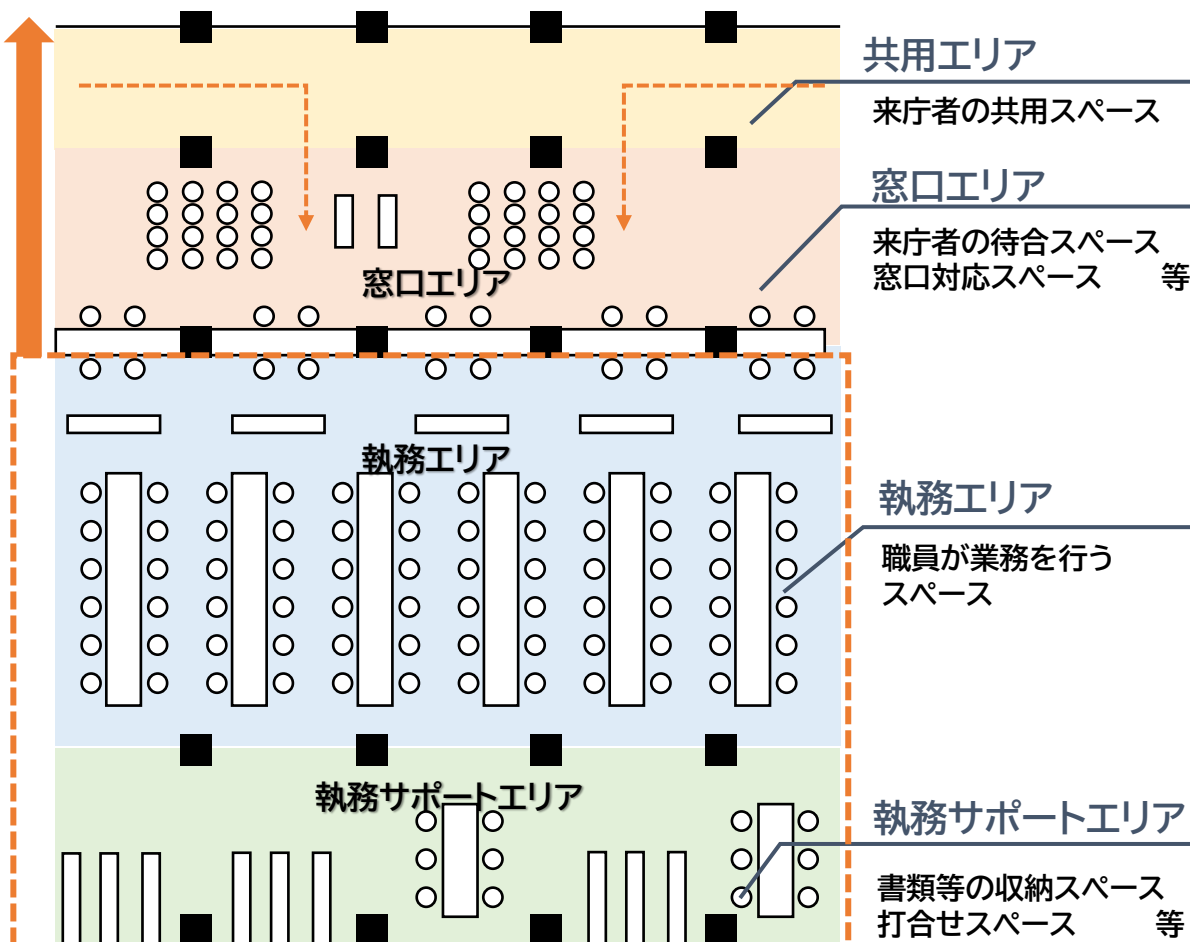
【参考：④類似人口規模自治体の新庁舎建設事例による職員一人当たり床面積の平均】

自治体	延床面積	職員数	職員一人当たり 面積	人口	市域面積	竣工(予定)年
A市	24,138.71m ²	1,131人	21.34m ² /人	203,029人	572.99km ²	令和7年
B市	21,978.50m ²	974人	22.56m ² /人	197,325人	25.00km ²	令和4年
C市	24,129.11m ²	870人	27.73m ² /人	188,991人	1,023.23km ²	令和8年
D市	13,399.12m ²	603人	22.22m ² /人	189,049人	72.72km ²	令和10年
E市	15,065.97m ²	687人	21.93m ² /人	186,237人	84.98km ²	令和3年
F市	27,089.86m ²	853人	31.75m ² /人	189,958人	225.73km ²	平成29年
G市	25,630.00m ²	730人	35.10m ² /人	156,532人	17.30km ²	平成28年
H市	25,637.43m ²	598人	42.87m ² /人	150,000人	50.39km ²	平成22年
I市	18,283.00m ²	396人	46.16m ² /人	100,453人	161.22km ²	平成20年
平均			30.18m ² /人			

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

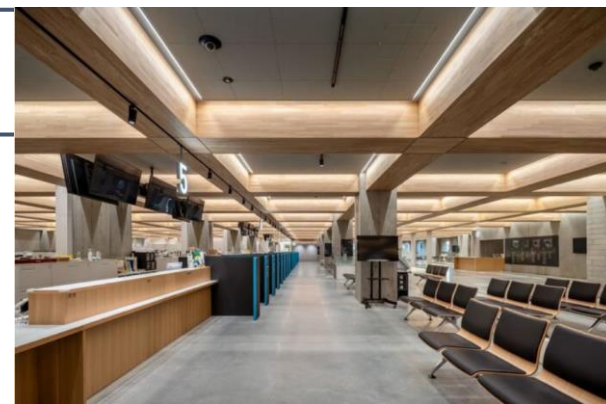
【参考：庁舎における執務エリアの空間構成】

※庁舎は一般的な執務エリア以外に必要な面積を有することが特徴



※その他、会議室や倉庫、サーバールーム等の諸室が必要

イメージ例：八潮市役所(埼玉県)
ゆとりのある待合スペース



イメージ例：八潮市役所(埼玉県)
執務エリア



庁舎は、執務エリアの他に窓口エリアや通路等の共用エリアが必要であることから、一般企業のオフィスに比べて、職員一人当たりの床面積が大きくなる。

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【参考：現状の通路幅員・待合スペース】

- 廊下の幅の義務基準として最低120cm以上を確保する必要がある。

廊下等		
○主な基準		
	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり

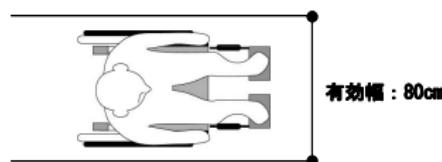


出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和3年3月 国土交通省)

(参考)車椅子使用者の通行のための寸法

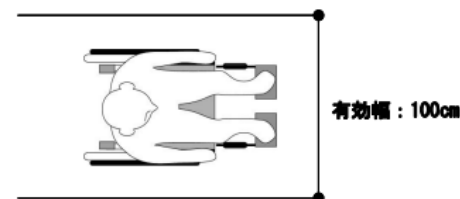
道路の新設、改築等の機会に、高齢者や障害者を含む全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間を実現するために検討することを促すガイドラインにおいて、示されているもの。

◇80cm：出入口などを車椅子使用者が通過できる最低幅



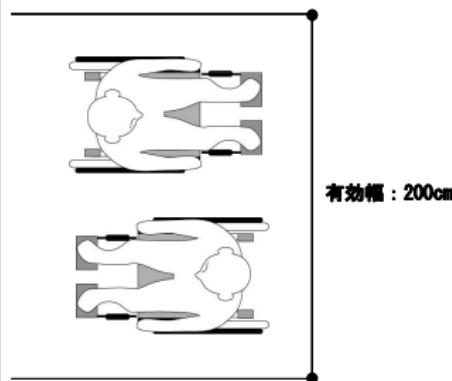
注) 車椅子が通過できる最低幅であり、当該施設を通過する前に車椅子をこいで、通過中は車椅子をこがない事を想定して設定している。

◇100cm：歩道上で車椅子使用者が通行できる寸法

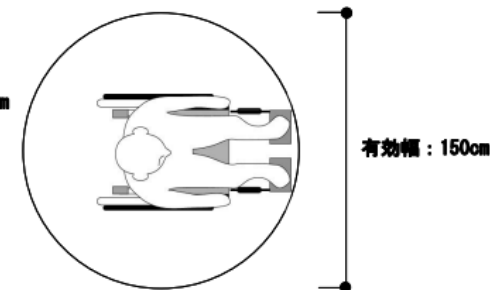


注) 歩道は、勾配や路面の不陸による影響が大きいため、車椅子を操作してぶれが生じる可能性を考慮して、車椅子使用者が通行できる寸法を100cmと設定している。

◇200cm：車椅子使用者2人がすれ違う寸法



◇150cm：車椅子が360度回転できる最低寸法



出典：「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」(令和6年1月 国土交通省)

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について



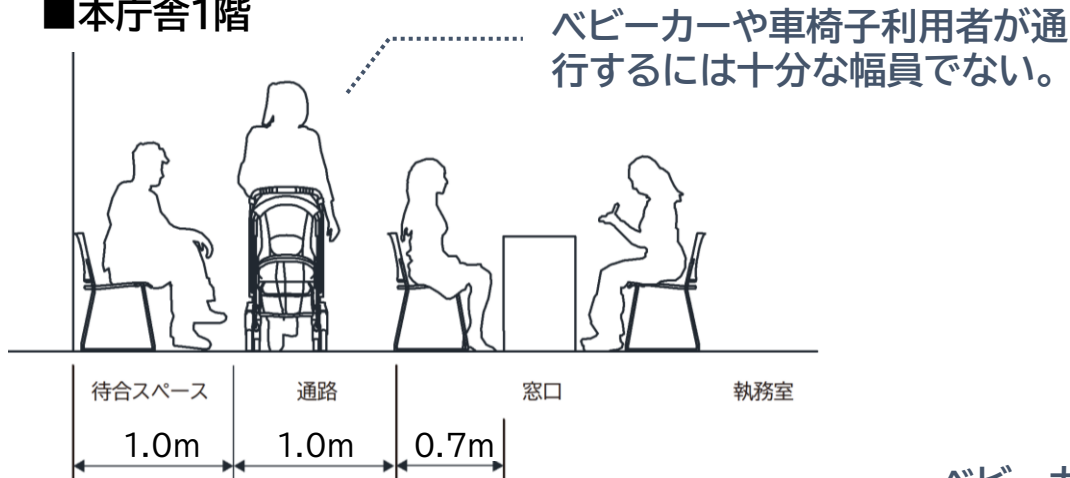
安城市



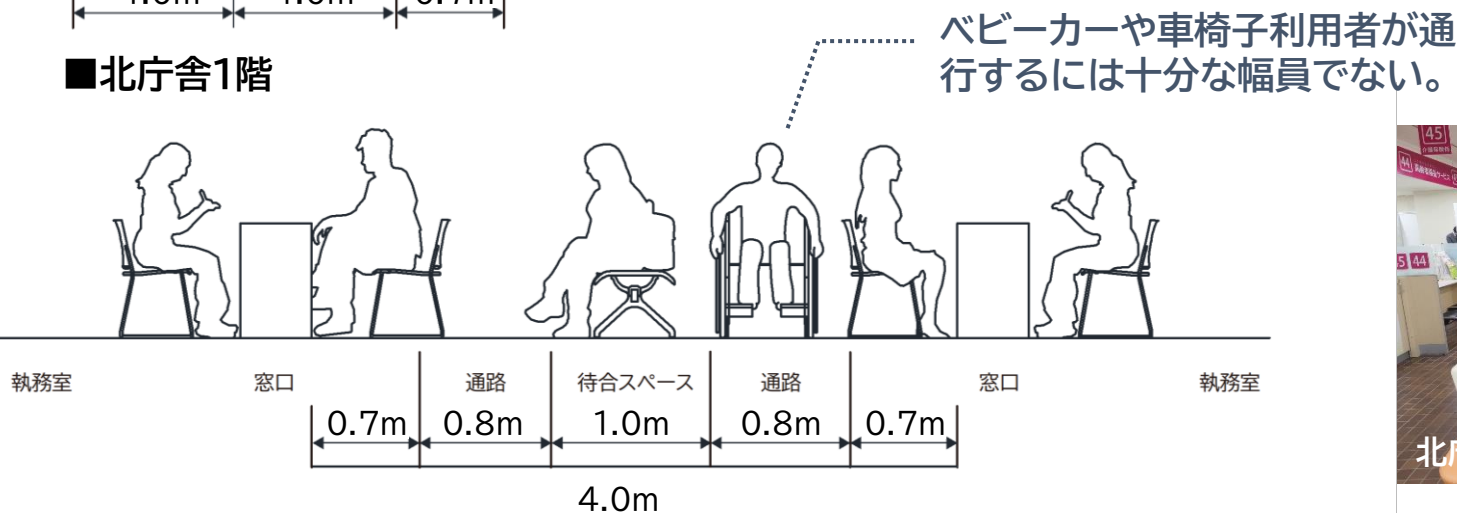
安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

【参考：現状の通路幅員・待合スペース】

■本庁舎1階

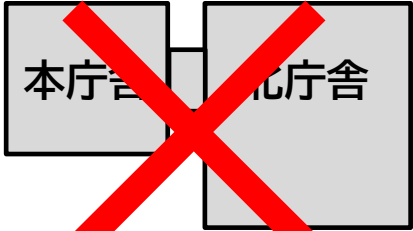
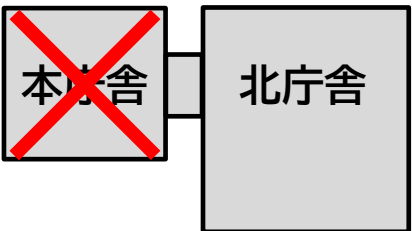
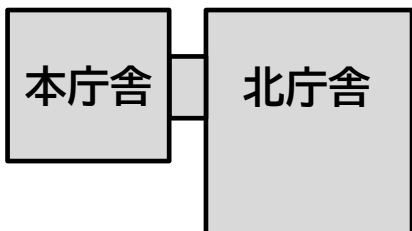
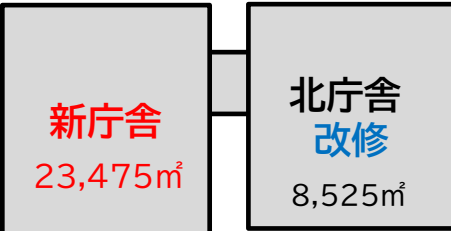
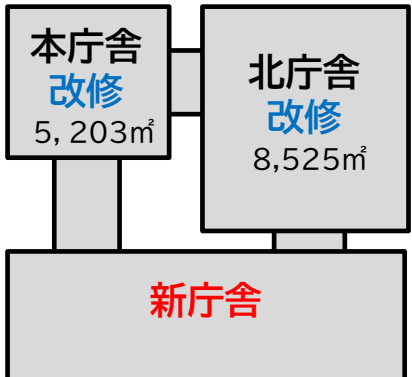
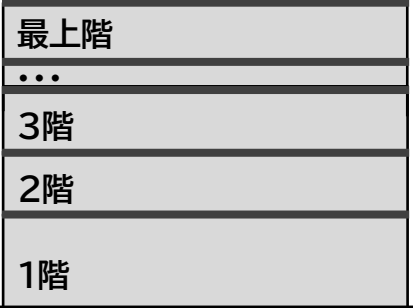
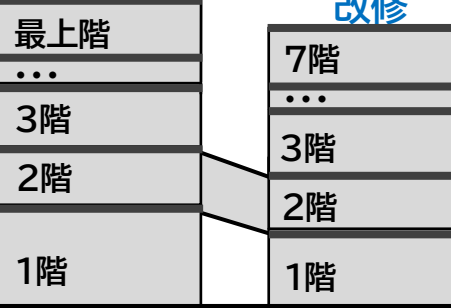
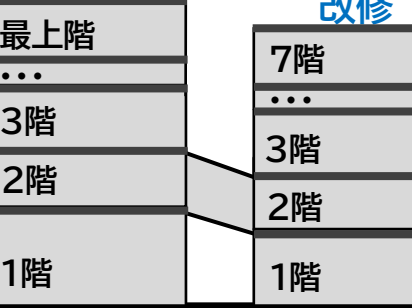


■北庁舎1階



- 現庁舎の通路は、ベビーカーや車いす利用者が通行するには狭い。
 - 待合スペースが不十分であり、立ちながら順番待ちをする状況が発生している。
- ➡ 待合や通路、窓口カウンターなど来庁者のためのスペースの狭あい化が深刻である。

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

		案1 建替え	案2 本庁舎建替え + 北庁舎改修	案3 本庁舎、北庁舎改修 + 増築
整備手法イメージ図	現況			
	平面イメージ			
	断面イメージ			

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について

【まとめ】

			案1 建替え	案2 本庁舎建替え +北庁舎改修	案3 本庁舎、北庁舎改修 +増築
災害に強い 庁舎	大地震に対する 構造体の安全性	◎	I 類の耐震性を確保することができる。	◎ I 類の耐震性を確保することができる。(改修方法は要検討)	◎ I 類の耐震性を確保することができる。(改修方法は要検討)
	大地震発生後の 業務の継続性	◎	全棟にわたり免震構造の採用が可能で、業務の継続性を確保できる。	△ 建替え部分は免震構造の採用が可能だが、北庁舎は採用が難しい。	△ 増築部分は免震構造の採用が可能だが、本庁舎及び北庁舎は採用が難しい。
誰もが利用しやすい庁舎	老朽化	◎	躯体、設備ともに更新できる。	○ 設備機器や内装は更新するが、北庁舎の躯体や設備配管などは現状のままとなる。	△ 設備機器や内装は更新するが、本庁舎及び北庁舎の躯体や設備配管などは現状のままとなる。
	分散化	◎	同一建物に集約できる。	○ 同一敷地には集約できるが2棟の分棟形式となる。	△ 同一敷地には集約できるが3棟の分棟形式となる。
	狭あい化	広さ	◎ 適切な規模で、柔軟なレイアウトを計画できる。	○ 適切な規模で計画ができるが、北庁舎は耐震改修によりレイアウトに制約が生じる。	△ 適切な規模で計画ができるが、本庁舎及び北庁舎は耐震改修によりレイアウトに制約を生じる。
		高さ	◎ 十分な高さの階高を設定でき、機能性の高い空間を確保できる。	○ 北庁舎は階高が変わらないため、OAフロアへの対応や設備機器のメンテナンス性が損なわれる。	△ 本庁舎及び北庁舎は階高が変わらないため、OAフロアへの対応や設備機器のメンテナンス性が損なわれる。
	ユニバーサル デザイン	◎	全体において採用できる。	○ ほぼ全体で採用できる。	○ ほぼ全体で採用できる。
やさしい 環境に やさしい 庁舎	環境への配慮	◎	最新の省エネ対策を講ずることができる。	○ 部分的に省エネ対策ができる。	○ 部分的に省エネ対策ができる。
親しまれる 市民に 庁舎	空間の自由度 (交流空間等)	◎	全館にわたり、開放的で自由度の高い空間を確保することができる。	○ 建替え部分は自由度の高い空間を確保することができるが、北庁舎では制約が生じる。	○ 増築部分は自由度の高い空間を確保することができるが、本庁舎及び北庁舎では制約が生じる。

3 (2)庁舎の整備手法及び規模について



【まとめ(つづき)】

	案1 建替え		案2 本庁舎建替え + 北庁舎改修		案3 本庁舎、北庁舎改修 + 増築	
工事費※	△	約281億円 免震	○	約247億円 耐震(改修) 免震(増築)	◎	約227億円 耐震(改修) 免震(増築)
保全工事費 (今後50年間)	◎	約167億円	○	約132億円	△	約110億円
本、北庁舎 新築費		—		約79億円		約127億円
累計工事費	◎	約448億円	○	約458億円	△	約464億円
総合評価	◎	全ての基本方針に対応することができる。	○	案1に比べると基本方針への対応が限られる。	△	案1や案2に比べると基本方針への対応が限られる。

※詳細な検討を行い仮設庁舎の建設が必要な場合、追加費用が発生する。設計委託費や工事監理費、備品費、引越し費用は含まない。

※耐震改修費についてはH26年度本庁舎耐震改修の単価を採用しており、詳細な検討により変動する可能性がある。

※物価上昇率を加味しており、変動する可能性がある。



「建替え」が望ましい。